

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日は、
たる翌日)

鳥取県告示第二百六十五号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十八年度第一次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 恒 夫

一 採用する自衛官

1 男子については、二等陸士、二等海士及び二等空士とする。

二 募集期間

1 男子については、昭和五十八年四月一日から同年六月三十日までとする。

2 女子については、昭和五十八年五月一日から同月三十一日までとする。

三 試験期日

1 男子については、募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規

- ◆告示
- ◆自衛官の募集
- ◆土地改良区の役員の就任
- ◆土地改良事業計画の認可(六件)
- ◆木材業者及び製材業者の登録
- ◆入会林野整備計画の認可
- ◆林業種業法による生産事業者の登録
- ◆都市計画事業の事業計画の変更の認可(二件)
- ◆都市計画法第六十六条による告示
- ◆選管告示
- ◆公安告示
- ◆高圧ガス製造保安責任者試験の実施

定する休日

- 2 女子については、昭和五十八年六月三日とする。

四 試験場の位置及び名称

- 1 男子

鳥取市鍛冶町一八一三

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巣城四三二一

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町六五

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

- 2 女子

米子市西三柳二六〇〇三

陸上自衛隊米子駐屯地

五 採用予定期

- 1 男子については、昭和五十八年五月又は六月とする。

- 2 女子については、昭和五十八年八月とする。

六 その他

1 応募資格

採用予定期の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験
エ 適性検査

鳥取県告示第二百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

就任した役員の氏名及び住所

理 事 木 田 三 郎 倉吉市下福田三四二

〃 船 越 雅 規 〃 大谷五一五

昭和五十八年三月十二日就任 任期昭和五十九年二月十六日まで

鳥取県告示第二百六十七号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（明治（坂根）地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県告示第二百七十号

郡家町から申請のあつた町営土地改良（福本地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第二百六十八号

船岡町から申請のあつた町営土地改良（西岡地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県告示第二百七十一号

船岡町から申請のあつた町営土地改良（西岡地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県告示第二百六十九号

河原町から申請のあつた町営土地改良（水根今西地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県告示第二百七十二号

閑金町から申請のあつた町営土地改良（山口地区農地造成）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項におい

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

て準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県告示第二百七十三号

丹比土地改良区から申請のあつた土地改良（用呂細見地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十九日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

鳥取県告示第二百七十五号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月、鳥取県条例第三十四号）第六条第二項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次とおり登録したので同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県告示第二百七十四号

智頭町から申請のあつた町営土地改良（米井地区ほ場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により

木 材 業 者

登録番号 登録年月日 住 所 氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

鳥木第六二号 昭和五十八年一月十八日 鳥取市湖山町一〇五八 株式会社西川材木店 代表取締役 西川博三

八木第七八号 昭和五十七年十二月七日 八頭郡智頭町大字大屋三一六

八木第七九号 昭和五十八年一月十四日 八頭郡若桜町大字若桜八〇一十五

八木第八〇号 昭和五十八年一月二十七日 八頭郡若桜町大字若桜五八九

八木第八一号 昭和五十八年一月二十七日 八頭郡智頭町大字大内三二五一

米木第七二号 昭和五十七年九月二十七日 米子市上新印一七四

米木第七三号 昭和五十七年十月二十七日 米子市西三柳二八六四一一四

米木第七四号 昭和五十七年十月二十九日 西伯郡大山町野田

米木第七五号 昭和五十八年一月五日 西伯郡大山町国信九三二

製 材 業 者

登録番号 登録年月日 住 所 氏名又は法人の名称及び代表者の氏名

鳥製第三四号 昭和五十八年一月十八日 鳥取市湖山町一〇五八 株式会社西川材木店 代表取締役 西川博三

八製第五〇号 昭和五十七年十月一日 鳥取市朝月二三七

米製第五六号 昭和五十七年九月二十七日 米子市上新印一七四

春日林業合名会社 代表社員 伊井野光治

氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
株式会社西川材木店 代表取締役 西川博三春日林業合名会社 代表社員 伊井野光治
坂田林一 提嶋考猷前橋登志行 田中明盛
福安忠仁 中尾喬一
岩村昭 取締役社長
春日林業合名会社 代表社員 田中明喜
中原昭喜 代表取締役
株式会社ひの木屋 田中明盛
坂田林一 提嶋考猷

鳥取県告示第二百七十六号

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷口恒夫

東伯郡東伯町三本杉一〇五四 三本杉入会林野整備組合組合長杉本俊明
から申請のあつた入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一

条第一項の規定に基づき、昭和五十八年三月二十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

鳥取県告示第二百七十七号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づ

き、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

- 一 施行者の名称
二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画下水道事業 米子市公共下水道（青木処理区）
三 事業施行期間
昭和四十八年二月二十六日から昭和六十一年三月三十一日まで
四 事業地

番号	生産事業者 者の氏名	生産事業者 の住所	生産事業の 内容	事業所の 名称	事業所の 所在地
二 百 三 九	森 下 巧	兵庫県宍粟郡大字御門一 賀二五四	穂の苗の採取及び成 育に幼苗の育成並び に幼苗の採取並び成	林河組合 森	八頭郡河原町大字河 原山
二 百 三 八	平 木 正 樹	八頭郡家町	穂の苗の採取及び成 育に幼苗の育成並び に幼苗の採取並び成	日野郡南町大字	八頭郡日野町大字南
二 百 三 三					

鳥取県告示第二百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年三月二十九日

一 施行者の名称
二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫
二 都市計画事業の種類及び名称
米子境港都市計画道路事業 三一三一三外港外江線

- 三 事業施行期間
昭和四十八年十二月四日から昭和六十三年三月三十日まで
- 四 事業地
収用の部分 事業地から境港市馬場崎町を削り、同市蓮池町地内において事業地を変更する。
- 使用の部分 なし

- 鳥取県告示第二百八十号
- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十八年三月二十九日
- 鳥取県知事職務代理者
鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫
- 一 都市計画の事業の種類及び名称
倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道事業
天神川流域下水道
- 二 施行者の名称
鳥取県
- 三 事務所の所在地

- 四 事業地の所在
1 収用の部分
事業地に次の区域を加える。
倉吉市丸山町字大平ル、福山字家ノ前通、鴨河内字上向河原、耳字西下河原、東伯郡北条町大字江北字西左右田、字向河原、字向河原外開及び字中前田
- 2 使用の部分
(一) 事業地に次の区域を加える。
倉吉市明治町二丁目、大正町二丁目、旭町、福守町字掛樋、字墓ヶ坪、字三反総サ及び字馬場先キ、西倉吉町字稻荷及び字西倉吉、丸山町字大平ル、字掛上り及び字一町田、生田字一町田、字石曾根、字代満田、字神主田及び字狐ツ屋、中河原字道久橋、字東、字邸通及び字西川端、小鴨字皮屋河原、字下道端、字西河原及び字高畑、藏内字岩田、字流田、字アゲン及び字屋敷、上古川字下河原、字池ヶ盛、字アカメ柏、字ホレト、字空町及び字上河原、石塚字ソリ及び字上河原、福山字宮ノ前通及び字家ノ前通、鴨河内字新田、字青木、字若宮、字机、字家ノ後口、字上河原、字天神河原及び字東上河原、耳字北下河原、字西下河原、字上ミ河原、字上ミ田及び字鳥ノ子、下余戸字河原、上余戸字外河原、大原字郡山、字下赤池、字大開、字向河原、字石土手、字橋床、字鳥居河原、字清水、字上新田冲下、字上新田下、字上新田冲上、字上新田上、字上河原、字池ノ尾口、字井手口、字盜人谷及び字保木、東伯郡北条町大字江北字西左右田、字中前田、字上前田、

字寺前、字寺中廻、字東鉢屋、字西鉢屋、字駄経寺、字松久、字番ノ木、字三ノ坪、字岡樹及び字美濃瀬

(二) 事業地において次の区域を変更する。

東伯郡羽合町字平木、字南屋敷、倉吉市堺町三丁目、金森町、鴨川町字砂畠及び下余戸字稻岡

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

昭和五十八年第六回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県告示第二百八十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十八年四月一日から施行する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

第二号の表の株式会社鳥取銀行の項中 「県庁出張所」 を 「鳥取県
県庁支店」 に、「市役所出張所」 を 「鳥取市役所支店」 に改める。

第三号の表の倉吉信用金庫の項中

「浦安支店 東伯郡東伯町大字浦安」

「株式会社山陰合同銀行東伯支店」

を

「浦安支店 東伯郡東伯町大字浦安」

「株式会社山陰合同銀行三朝支店」

に改める。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十五号

大字浦安 株式会社山陰合同銀行東伯支店
大字三朝 株式会社山陰合同銀行三朝支店

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

1 被聴聞者の住所及び氏名
米子市上福原一四九一番地
池田博人

一 聽聞の期日及び場所

昭和五十八年四月六日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室

公 告

二 被聴聞者の住所及び氏名

岩美郡岩美町大字荒金五一一番地

山村幸男

高压ガス取締法（昭和26年法律第204号）第31条第2項の規定により、
昭和58年度上期高压ガス製造保安責任者試験及び昭和58年度高压ガス販売
主任者試験を次のとおり実施する。

昭和58年3月29日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 谷 口 恒 夫

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行ひゆ、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十八年三月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

- 1 期日 昭和58年5月29日（日）
2 場所 倉吉市山根529番地 2 鳥取県立倉吉体育文化会館
3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試験科目	時間
丙種化学責任者 免状に係る試験	高压ガス取締法に係る法令	9時30分から 10時30分まで
	液化石油ガスの製造に必要な通常の保 貯方法	10時45分から

- 1 聽聞の期日及び場所
昭和五十八年四月六日 午後一時から
鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室

員室

9

鳥取県公認

昭和58年3月29日曜日

安管理の技術	
安管理の技術（特別試験科目を申請した者にあっては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な保安管理の技術）	12時15分まで
液化石油ガスの製造に必要な通常の応用化学及び基礎的な機械工学（特別試験科目を申請した者にあっては、高圧ガスの製造に必要な基礎的な応用化学及び基礎的な機械工学）	13時00分から 15時00分まで
第三種冷凍機械責任者免状に係る試験	9時30分から 10時30分まで
高圧ガス取締法に係る法令	10時45分から 12時15分まで
第一種販売主任者免状に係る試験	10時00分から 12時00分まで
高圧ガス取締法に係る法令	手札形で、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを受験願書の所定欄にはり付けること。
高圧ガス（液化石油ガスを除く。）の販売に必要な通常の保安管理の技術	(3) 高圧ガス保安協会講習終了証又はその写し（高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。）
第二種販売主任者免状に係る試験	5 手数料及びその納付方法
高圧ガス取締法に係る法令	(1) 手数料 丙種化学責任者免状に係る試験 2,500円 第三種冷凍機械責任者免状に係る試験 2,500円 第一種販売主任者免状に係る試験 2,300円 第二種販売主任者免状に係る試験 1,800円
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に係る法令	(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に
液化石油ガスの販売に必要な通常の保	

はり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和58年4月11日（月）から同月22日（金）まで

7 その他

- (1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。
- (2) 試験の結果は、合格者にその旨を通知する。
- (3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。